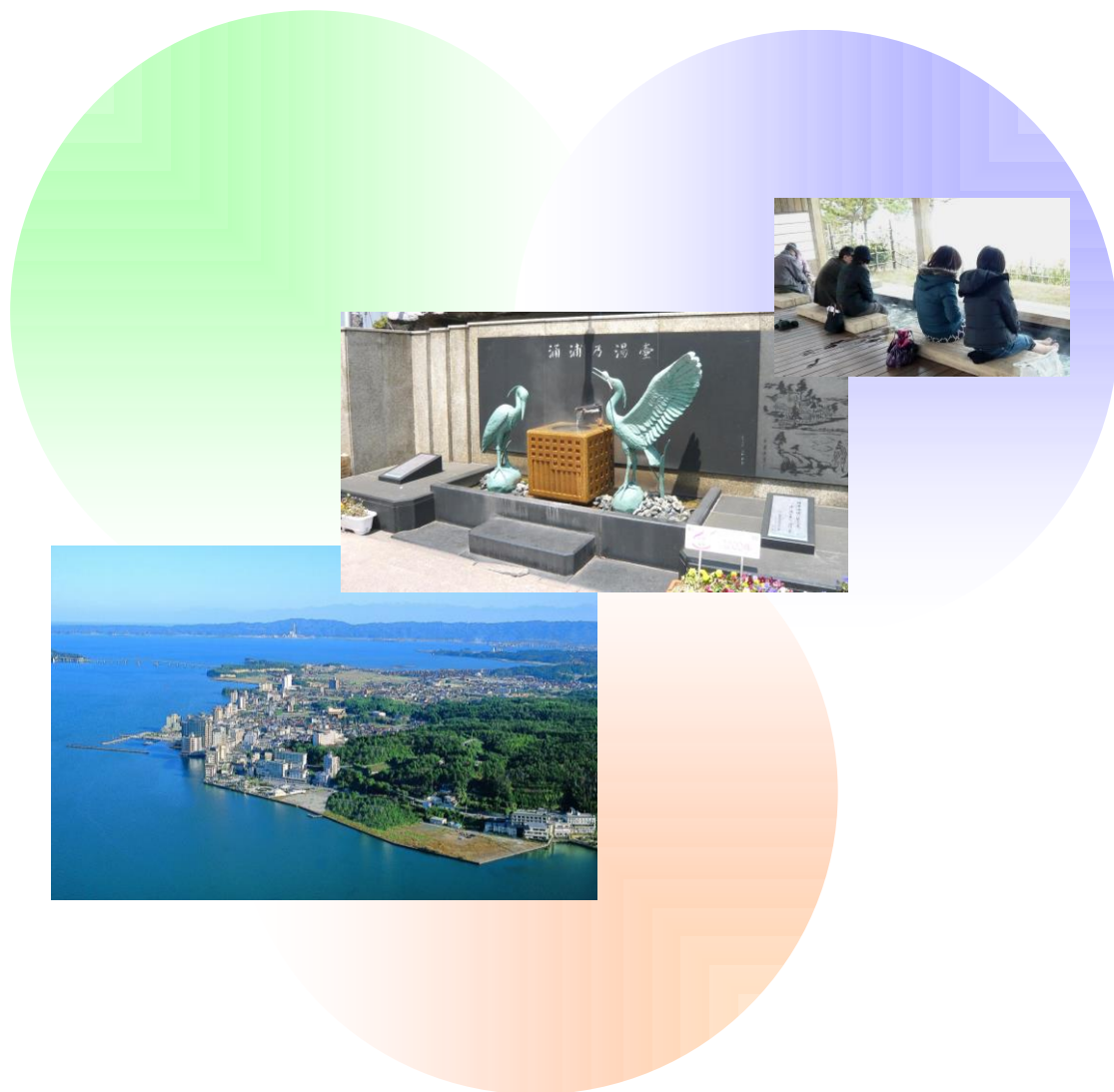


七尾市和倉地区景観協定手引書



平成26年4月

(平成28年6月改定：協定区域変更)

(平成30年8月改定：協定区域変更)

(令和元年6月改定：協定区域変更)

七尾市和倉地区景観協定運営委員会

< 目 次 >

1章. 景観協定の目的	1
2章. まちづくり計画	1
3章. 景観協定区域区分図	5
4章. 景観協定	6
1. 建築物	6
1) 用途の制限	6
2) 外壁面の位置の制限	7
3) 屋根及び外壁の色の制限	8
4) 高さの制限	10
5) その他の制限	11
2. 建物の外構等	12
1) 垣またはさくの構造の制限	12
2) 外構及び緑化の制限	13
3) 建築設備等の制限	14
3. 屋外広告物	15
1) 広告物等の制限	15
2) 形態・意匠の制限	16
3) 色彩の制限	19
4) 看板照明の制限	20
5) その他の制限	21
4. その他の施設	22
1) 形態・意匠	22
5. 和倉づくり	23
5章. 景観協定の運用	24
行為（建築物の新築や開発行為等）の手続き・承認等について	24
審査に必要な書類	25

1章. 景観協定の目的

七尾市和倉地区景観協定は、七尾市和倉地区景観協定区域内において、温泉街としての賑わい創出と質の高い観光や居住の環境形成を図ることを目的としています。

本手引き書は、良好な景観の形成を図っていくために景観協定の計画内容や基準などを分かりやすく示したものです。

2章. まちづくり計画

■ まちづくりテーマ



■ 計画目標

国内外からの来訪者に対して「能登はやさしや土までも」のおもてなし精神で「日本一やさしい和倉」を目標とします。

① 「温泉」が感じられるまちづくり

和倉温泉を象徴する弁天崎源泉公園、総湯、湯元広場などからの湯けむりが漂う街に、宿泊客が宿から誘い出され、そぞろ歩きをしたくなる街並み景観を創出します。

② 「海」が感じられるまちづくり

和倉港、渡月橋、七尾西湾、能登島の風景や、潮騒、潮風、潮の香が感じられる潤いある街並み景観を創出します。

③ おもてなしの心を感じ、人々が交流できるまちづくり

人々が安心快適に居住・交流できるような人にやさしい良質な空間を創出します。

■ 基本方針

I. 景観形成の基本方針

「日本一やさしい和倉」を目指すため建築物、外構や屋外広告物に対して以下の3地区に分けて整備誘導を行います。

湯の香の杜 (ゆのかのもり)・・・賑わいの中心となる地区

賑わい再生の重点地区として位置づける。この地区では、店舗の連続性を確保すると共に、和倉らしい景観形成を誘導します。

潮の香通り (しおのかどおり)・・・中心地区への動線として、旅館が多く建ち並ぶ地区

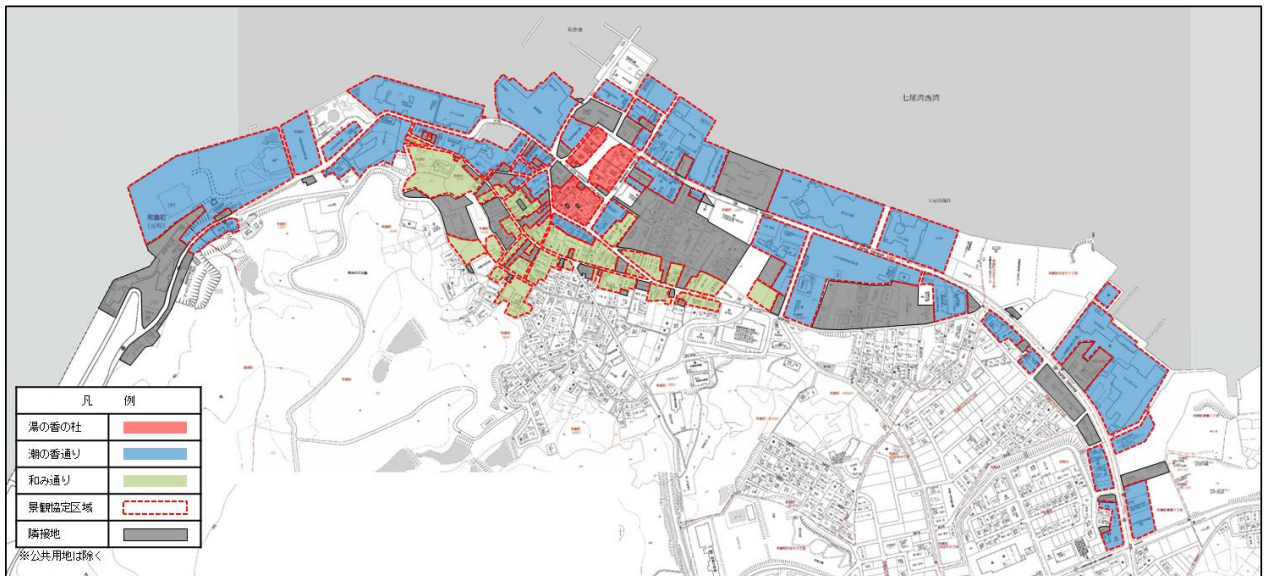
七尾湾沿いを通る幹線道路を景観形成の軸として位置づける。この景観軸では、沿道空間、沿道街区を対象領域に含め歩行者の空間創出と和倉らしい景観形成を誘導します。

和み通り (なごみどおり)・・・温泉街に近接した居住地区

居住環境地区として位置づける。この地区では、歩行空間創出と安心して快適に住み続けられる環境形成を誘導します。

■ 景観協定区域区分図

令和元年6月25日現在



II. 和倉らしいまちづくりの基本方針

「日本一やさしい和倉」を目指すために、和倉らしい自然景観や温泉資源を活かし、人と人との融和やおもてなしのこころをもってまちづくりを行います。

■和倉らしさ

- ① 格式、歴史があるなかにも親しみやすく温泉情緒が感じられる落ち着いたまち
- ② 海と山の美しい自然景観が感じられるまち
- ③ やさしく素朴な人情が感じられるまち



Ⅲ. 建築物などの整備誘導方針

1. 建築物

1) 用途の制限

和倉温泉らしく格式と温泉情緒ある雰囲気創出や、秩序ある街並み形成を目指し、用途を制限します。

【湯の香の杜】地区では格式があるなかにも賑わいを創出します。

【潮の香通り】地区では風格のある大型旅館や、ある程度の利便施設の立地を促します。

【和み通り】地区では良好な居住環境を維持しつつ、散策や人々の交流が楽しめる空間づくりを進めます。

2) 外壁面の位置の制限

各地区の特性に合わせた民地と公共施設の良好な空間確保を図るため、建築物の外壁の位置を制限します。

【湯の香の杜】地区においては、店舗と公共空間との一体性を図り、賑わいと交流の向上を促します。

【潮の香通り】、【和み通り】地区については、歩行空間、交流の場を確保します。

3) 屋根および外壁の色彩の制限

和倉らしい風格と落ち着いた色のある街並み景観の創出を図るため、屋根や外壁の色を制限します。

4) 高さの制限

和倉独特の自然景観である海や山などの眺望を大切にするため、建物の高さを制限します。

2. 建物の外構など

和倉らしい落ち着いた色と潤いある街並み景観の創出を図るために以下の制限、誘導をします。

1) 垣又はさくの構造の制限

沿道街区の道路面における垣、さくの構造を制限します。

2) 外構及び緑化の制限

道路から視認できる敷地部分について緑化などを誘導します。

3) 建築設備等の制限

空調設備の屋外機器などの建築設備や屋外階段、ベランダなど設置位置や色彩を制限します。

3. 屋外広告物

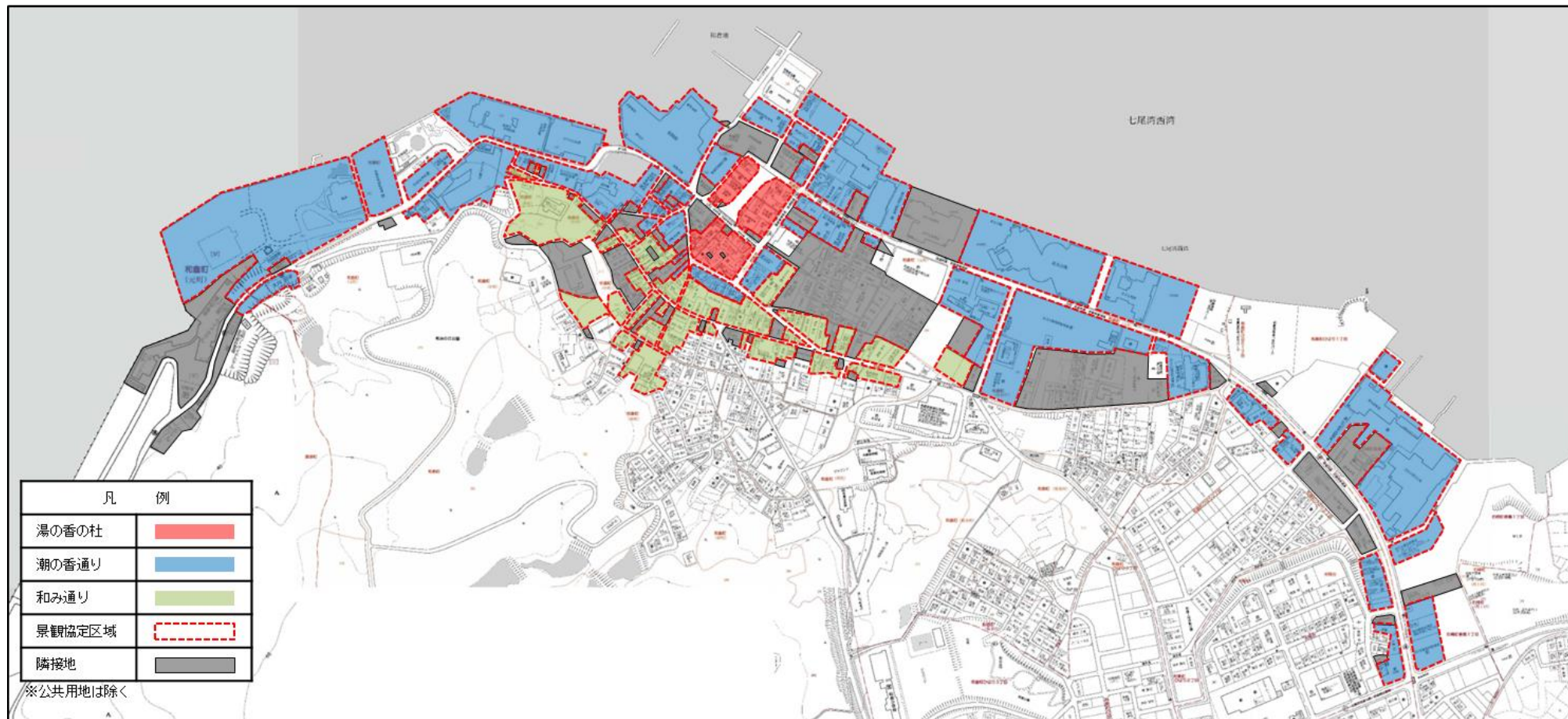
和倉らしい風格と落ち着いた色のある街並み景観の創出を図るため、屋外広告物を制限します。

4. その他の施設

和倉らしい落ち着いた色と潤いある街並み景観の創出や人との触れ合いを図るため、自動販売機の屋外設置を制限します。

3章. 景観協定区域区分図

令和元年6月25日現在



4章. 景観協定

1. 建築物

1) 用途の制限

和倉らしく格式と温泉情緒ある雰囲気創出や、秩序ある街並み形成を目指し、以下のように建物の用途を制限します。

※その他、用途地域による用途制限や自然公園法による制限あり。

用途地域内の建築物の用途制限		湯の香の杜	潮の香通り	和み通り	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	
店舗	店舗等の床面積が3,000㎡以下のもの	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○*1	
事務所等	事務所等の床面積が3,000㎡以下のもの	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○*1	
ホテル、旅館		○	○	○	
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	×	×	×	
	カラオケボックス等	○	○	○*1	
	射的場	○	×	×	
	馬券・車券発売所等	×	×	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	×	
	風俗営業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項)	1号営業 - キャバレー、料理店、カフェ	○	○	×
		2号営業 - 低照度飲食店(10ルクス以下)	○	○	×
		3号営業 - 区画席飲食店(カップル喫茶)	×	×	×
		4号営業 - マーチャン店・パチンコ店等	×	×	×
		5号営業 - ゲームセンター等	×	×	×
	特定遊興飲食店営業 (風営法第2条11項)	ナイトクラブ(10ルクス超)	○	○	×
		深夜・遊興・飲酒の3要素の全てを満たす営業(公安委員会の許可が必要)	○	○	×
	店舗型風俗特殊営業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条6項)	1号営業 - ソープランド	×	×	×
		2号営業 - 店舗型ファッションヘルス	×	×	×
		3号営業 - ストリップ劇場、ポルノ映画館等	×	×	×
4号営業 - ラブホテル等		×	×	×	
5号営業 - アダルトショップ・個室ビデオ等		×	×	×	
6号営業 - その他		×	×	×	
病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	×	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	○	
	図書館等	×	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	×	○	○	
	病院	×	○	○	
	公衆浴場	○	○	○	
	診療所、保育所等	×	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	×	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	×	○	○	
	自動車教習所	×	×	×	
	葬儀場	×	×	×	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫は除く)	×	○	○	
	建築物附属自動車車庫	×	○	○	
	倉庫業倉庫	×	×	×	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	×	×	×	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	
	自動車修理工場	×	×	×	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×
量が少ない施設		×	×	×	
量がやや多い施設		×	×	×	
量が多い施設		×	×	×	
ガソリンスタンド		×	×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		×	×	×	

本表は概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

*1 一部制限のかかる地域があるので七尾市に確認が必要となります。

*2 旅館内に設置されるものを除く。

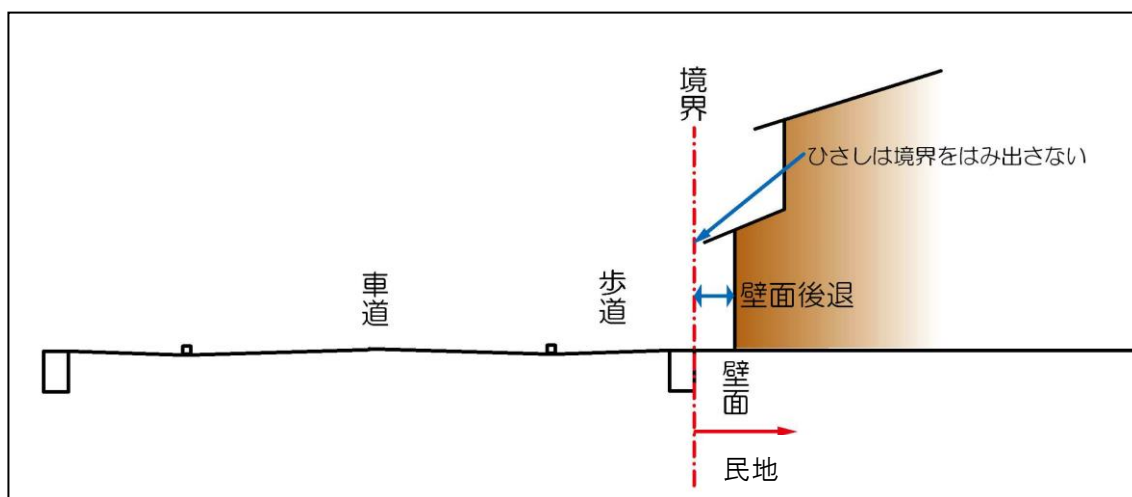
※良好な住環境の保全と健全な市街地の形成を図るため、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所等の開設を禁止する。

2) 外壁面の位置の制限

各地区の特性に合わせた民地と公共施設の良好な空間確保を図るため、建築物の外壁の位置を制限します。

湯の香の杜では観光客との交流が図りやすいようにすること、潮の香通り、和み通りでは、歩行者空間の確保と交流の場の提供が出来るように外壁の位置を制限します。

湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からの壁面後退距離は、道路境界より1.0m以内とする。 ・店舗の前面を駐車場としない。
潮の香通り	道路からの壁面後退距離は、道路境界より 1.0m以上 とする。
和み通り	



■ 壁面後退が1m以内
店舗の前面を駐車場としない例



■ 住居の壁面を後退1m以上
後退部分で緑化した例



3) 屋根及び外壁の色彩の制限

和倉らしい風格と落ち着いた色のある街並み景観の創出を図るため、屋根や外壁の色を制限します。

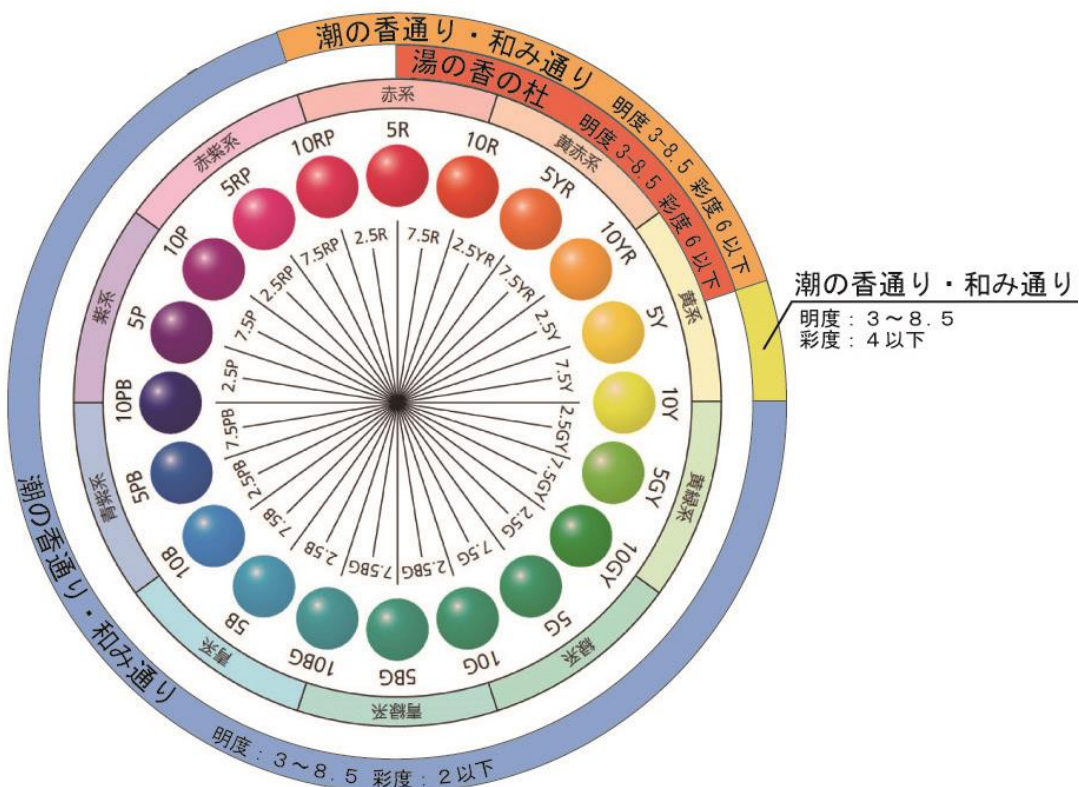
湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁の色は、無彩色、茶系統の暖かみのある落ち着いた色彩とする。 【使用できる色彩】 ・色相：5 R～5 Y（赤、黄赤、黄系色相の茶系、ベージュ系、グレー系） ・明度：3～8.5 彩度：6以下
潮の香通り※	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁の色は無彩色、茶系統などをなるべく使用し、街並みと調和した落ち着いた色彩とする。 【使用できる色彩】 ・色相：全色相
和み通り※	<ul style="list-style-type: none"> ・色相＝0.1 R～5 Y 明度：3～8.5 彩度：6以下 ・色相＝5.1 Y～10 Y 明度：3～8.5 彩度：4以下 ・色相＝その他 明度：3～8.5 彩度：2以下

※潮の香通り、和み通りは七尾市景観計画における色彩基準（特別地域）に準ずる
（参考資料参照）

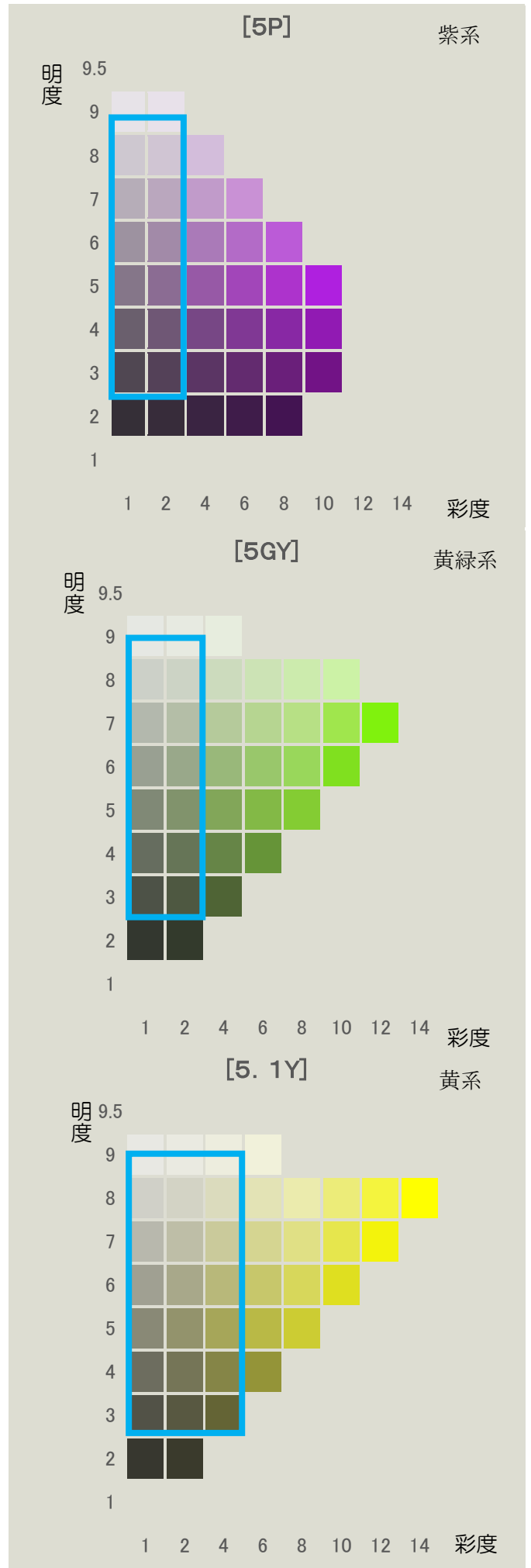
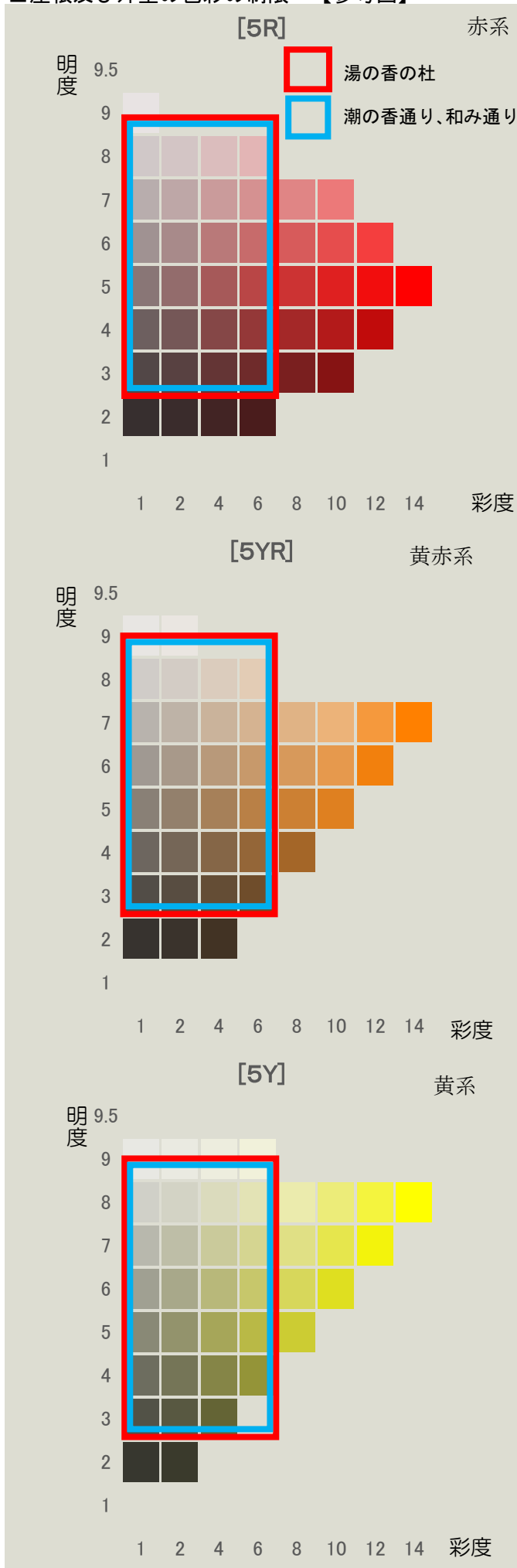
ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- ①表面に着色しない素材を使用する場合
- ②見付面積*の10分の1未満の範囲内で外壁の強調色（アクセント色）とする場合
- ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合（航空法の規定による色彩など）
- ④その他必要と認める場合（歴史的、文化的事由により、社会通念と認められている場合など）

※見付面積：建物の垂直投影面積



■屋根及び外壁の色彩の制限 【参考図】



4) 高さの制限

和倉独特の自然景観である海や山などの眺望を大切にするため、建物等の高さを制限します。

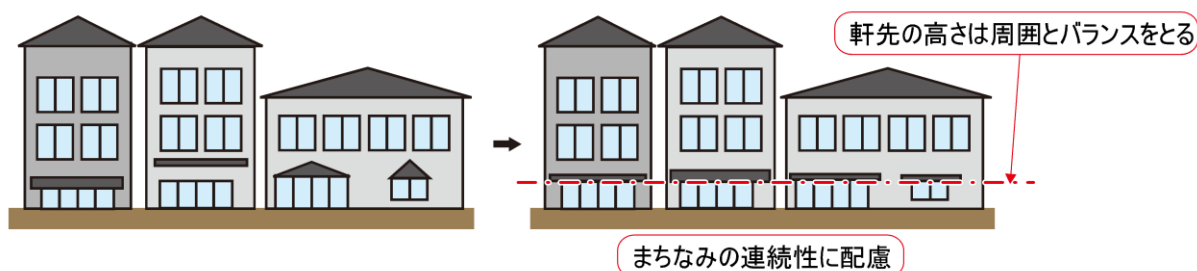
湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 m以下とし、1階軒先の高さは周囲とバランスをとる。 (ただし、旅館については、周囲とのバランスをとり眺望を遮らない高さとする。)
潮の香通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲とのバランスをとり、眺望を遮らない高さとする。
和み通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13 m以下とする。(ただし、旅館、寺社仏閣は除く。)

<参考>

13 m 住居系：3階建て 商業系：2階建て

15 m 住居系：4階建て 商業系：3階建て

13 m以上のものは景観法及び七尾市景観条例に係る届出等が必要となる。



※建物の高さは地上に露出している部分の最後部と最低地盤面との差とする。

階段室、昇降機塔、物見塔その他これに類する建築物の屋上部分については、その規模のいかんにかかわらず高さに算出する。建築基準法第2条第3号に規定する建築設備等（但し、避雷針は除く。）を含めて算入する。

5) その他の制限

和倉らしい風格と高級感があり、温泉情緒が感じられる街並み景観の創出のため、和風の要素を取り入れることなど、より良好な建物の外観形成に努めます。

湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・和風の要素を取り入れた外観に努める。(瓦、ひさし、格子など) ・1階(店舗)は開放的で、あかりが外に漏れるような形態とするように努める。(ガラス、格子、障子など) ・鉄板(波トタン)、サイディングはできるだけ使用しないように努める。 ・建築物は出来るだけ和風様式とするように努める。 ・旅館や商店の灯りはできるだけ統一した色調とし、足元灯等により情緒ある夜間のそぞろ歩き空間の演出に努める。
潮の香通り	<ul style="list-style-type: none"> ・和風の要素を取り入れた外観に努める。(瓦、ひさし、格子など) ・旅館や商店の灯りはできるだけ統一した色調とし、足元灯等により情緒ある夜間のそぞろ歩き空間の演出に努める。
和み通り	<ul style="list-style-type: none"> ・和風の要素を取り入れた外観に努める。(瓦、ひさし、格子など) ・防犯性を高めるため、出来るだけあかりが外に漏れる形態とするように努める。(ガラス、格子、障子など)

■和風の要素を取り入れた外観 【可】



■サイディング 【不可】



■波トタン 【不可】



■あかりが外に漏れる形態 【可】



2. 建物の外構等

和倉らしい落ち着いた潤いあるまちなみ景観の創出を図るため、以下のような制限、誘導を図ります。

1) 垣またはさくの構造の制限

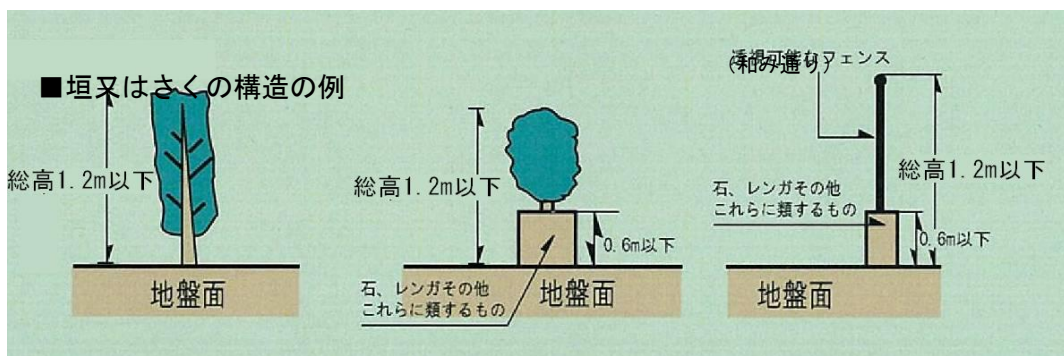
沿道街区の道路面における垣、さくの構造について制限します。

湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・垣、さく等は設置しない。
潮の香通り	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和したデザインとする。 ・歩行者の妨げにならない様に適正な維持管理に努める。 ・出来るだけ自然素材を使用し、メッシュフェンス、ブロック塀は避ける。 ・石、レンガ、化粧ブロック、その他これらに類するものを設ける場合は、これらの高さを0.6m以下とする。 ・高さ1.2m以下（基礎を含めた高さ）とする。（ただし、住宅部分についてはその限りではない。） ・垣、さくなどは道路境界より0.6m以上後退する。（後退部分で緑化に努める。）
和み通り	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和したデザインとする。 ・歩行者の妨げにならない様に適正な維持管理に努める。 ・出来るだけ自然素材を使用し、石、レンガ、化粧ブロック等これらに類するものを設ける場合は、これらの高さを0.6m以下とする。 ・高さ1.2m以下（基礎を含めた高さ）の生垣又は植栽、透視可能なフェンスに努める。 ・垣、さくなどは道路境界より0.6m以上後退する。（道路境界より0.6mは歩行者の妨げになるものを設置しない。）

■高さ1.2m以下の生け垣と後退部分で緑化した例



■0.6m以下のコンクリート基礎と、高さ1.2m以下の透視可能なフェンスの例



2) 緑化の制限

道路から視認できる敷地部分について緑化などを誘導します。

湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退部分や、入り込み空間など敷地内の空間では、できるだけ緑化に努める。ただし歩行者の妨げにならないよう配慮する。
潮の香通り	<ul style="list-style-type: none"> 旅館や商店、住宅の前面はできるだけ緑化に努め、そぞろ歩きが楽しめるよう演出する。 旅館や商店の前庭等を、住民及び観光客のふれあいの場として開放するとともに、ベンチやテーブル、のだて傘等をできるだけ設置し、賑わい創出に努める。ただし歩行者の妨げにならないよう配慮する。
和み通り	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から 0.6m部分を除く敷地内で、できるだけ緑化に努める。ただし歩行者の妨げにならないよう配慮する。

■ 入り込み空間に緑化した例



■ 住宅で前面に緑化した例



■ 民地空間をふれあいの場として開放した例



3) 建築設備等の制限

空調設備の屋外機器などの建築設備や屋外階段、ベランダなどの設置位置や色彩を制限します。

湯の香の杜	・ 建築設備 建築設備は前面道路から見えないような位置となるよう工夫する。やむを得ず見えるものは目隠しを施すなど目立たないようにする。
潮の香通り	新築する場合は建築物との一体化に努める。
和み通り	・ 付属施設等 屋外階段、ベランダ等は本体建築物と一体化する等、違和感のないまとまりのある形態とする。

■ 室外機を目隠しした例



3. 屋外広告物

和倉らしい風格と落ち着きのある街並み景観の創出を図るため、屋外広告物を制限します。

1) 広告物等の制限

湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物、管理広告物、公共性の高い広告物に限る。 ただし、広告物を集合化したもので、「いしかわエコサイン」として石川県知事に認定されたものを除く。
潮の香通り	
和み通り	

■自家用以外の広告物（商業施設用）【不可】



■公共性の高い広告物【可】



■自家用広告物【可】



2) 形態・意匠の制限

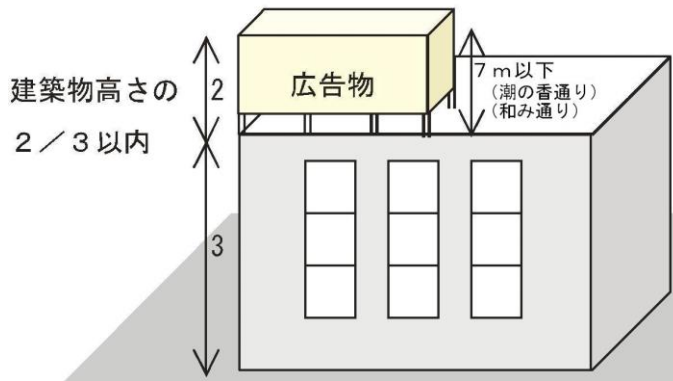
和倉らしい和風的な看板とし、湯の香の杜においては歩行者が見やすく、落ち着いたものとする。また、設置位置についても、海など良好な眺望に配慮したものとするため、形態、意匠を制限します。

湯の香の杜	<p>和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮する。</p> <p>①屋上広告物、②自立広告物、③突出広告物は設置しない。広告物の表示面積は1箇所あたり3㎡以下とし、1住所における全ての看板の表示面積の合計は5㎡以内とする。</p> <p>④置き看板は、高さが1.2m以下、表示面積の合計が1.2㎡以下とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。</p>
潮の香通り	<p>和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮する。</p> <p>①屋上広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：7m以下かつ建築物の高さの2/3以内とする。 ・建築物1棟につき1個までとする。 ・地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。 <p>②自立広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：7m以下、ただし、周辺の建物の高さに配慮する。 ・面積：1住所の表示面積の合計は15㎡以内とする。 ・1住所（広告主）に1基とする。ただし地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。 ・地域景観に配慮し、眺望景観を遮らない設置位置とする。 <p>③突出広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置：外壁から突出する部分は1m以内、地上から下端2.5m以上、上端7m以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。 ・面積：1住所（広告主）の表示面積の合計は9㎡以内とする。 <p>④置き看板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：1.5m以下とする。 ・面積：1住所の表示面積の合計は2㎡以下とし、敷地内に設置する。また、通行に支障のないよう配慮する。 <p>⑤壁面広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積：1住所（広告主）の表示面積の合計は15㎡以内とする。

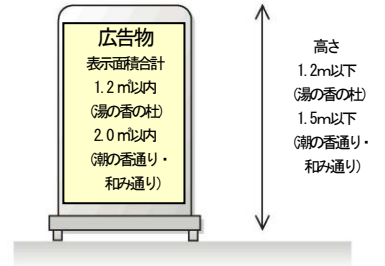
和み通り	<p>和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮する。</p> <p>①屋上広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：7 m以下かつ建築物の高さの2 / 3以内とする。 ・建築物1棟につき1個までとする。 ・地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積で、眺望景観を遮らない設置位置とする。 <p>②自立広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：5 m以下、ただし、周辺の建物の高さに配慮する。 ・面積：表示面積は1面5 m²以内、1住所の合計は10 m²以内とする。 ・1住所（広告主）に1基とする。ただし地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。 ・地域景観に配慮し、眺望景観を遮らない設置位置とする。 <p>③突出広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置：外壁から突出する部分は0.6 m以内、地上から下端4 m以上、上端5 m以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。 ・1住所（広告主）に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。 <p>④置き看板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：1.5 m以下とする。 ・面積：1住所の表示面積の合計は2 m²以下とし、敷地内に設置する。また、通行に支障のないよう配慮する。 <p>⑤壁面広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積：表示面積は1面2 m²以内とし、一住所（広告主）の合計は5 m²以内とする。まちなみ景観に配慮した素材やデザインに統一する。 <p>1住所（広告主）における全ての看板の表示面積の合計は15 m²以内とする。</p>
------	---

■形態・意匠の制限【参考図】

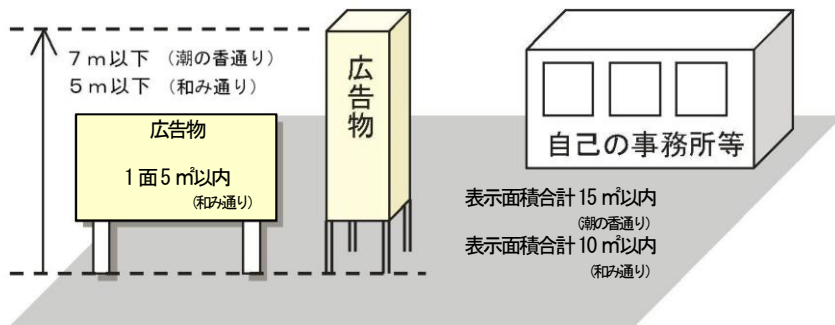
①屋上広告物



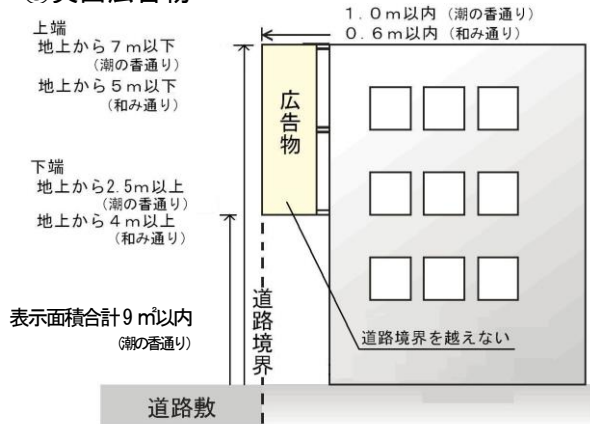
④置き看板



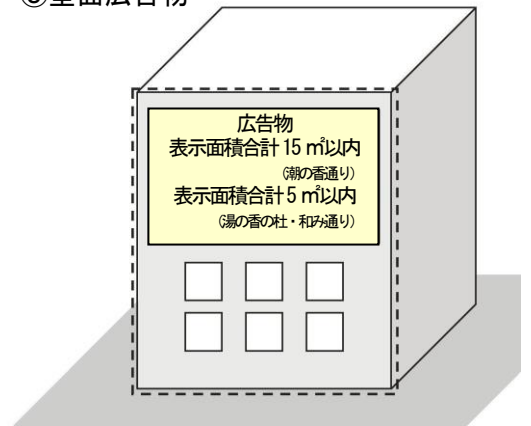
②自立広告物



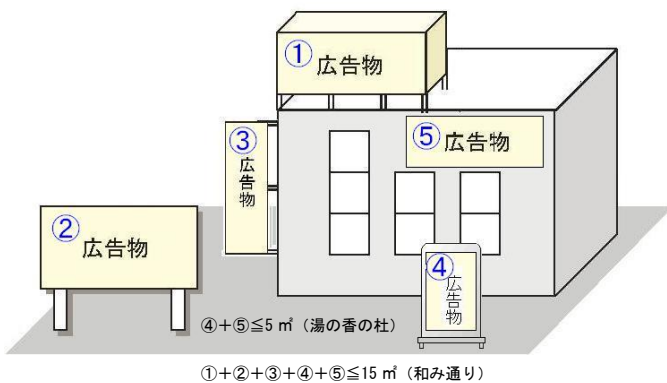
③突出広告物



⑤壁面広告物

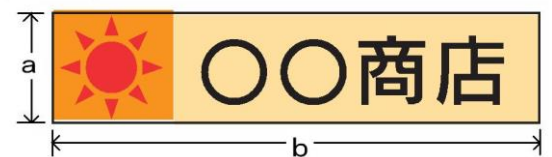


■ 一住所における全て看板の表示面積の合計



■ 表示面積の計算

表示面積 $A = a \times b$



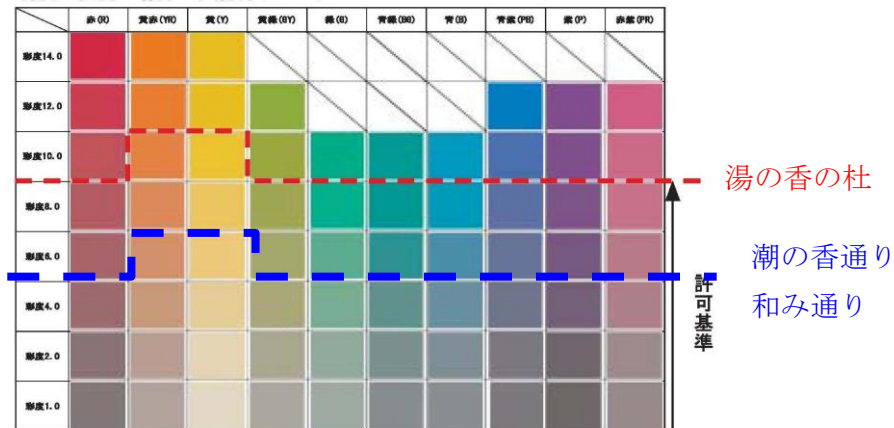
3) 色彩の制限

和倉らしい自然景観との調和、和風的で温泉街らしい落ち着いた色調のある雰囲気創出を図るため、屋外広告物の色彩を制限します。

湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮し、原色は避け落ち着いた色調とする。 ・ 地色は色相 Y (黄)、YR (黄赤) の彩度は 10 以下、その他の色相は彩度 8 以下とする。 ※1 ・ 伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。 ※2
潮の香通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮し、原色は避け落ち着いた色調とし組合せや色彩面積を考慮する。 ・ 地色は色相 Y (黄)、YR (黄赤) の彩度は 6 以下、その他の色相は彩度 4 以下とする。 ・ 伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。 ※2
和み通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮し、原色は避け落ち着いた色調とする。 ・ 地色は色相 Y (黄)、YR (黄赤) の彩度は 6 以下、その他の色相は彩度 4 以下とする。 ・ 伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。 ※2

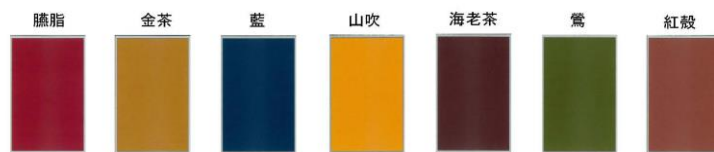
※ 1

明度 5 程度の場合の、規制イメージ



(実際の色彩とは異なる場合がありますので、申請の際は必ず、色見本等で色彩のマンセル値を確認してください)

※ 2 伝統的な色彩の例 (石川県エコサイン推奨色)



■ 原色の看板 【不可】



■ 和風的な看板 【可】



4) 看板照明の制限

和倉らしい温泉情緒ある夜間の景観形成のため、看板照明を制限します。

湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・内照式とする場合は、あんどん風や電球色※とする。 ・外照式とする場合は景観に充分配慮した工夫をする。 ・発光式・反射式の素材、点滅灯・回転灯、ネオンサイン、電光掲示板等は設置しない。
潮の香通り	
和み通り	

■電光掲示板 【不可】



■内照式 【不可】



■ネオン 【不可】



■和風的な照明を施した看板

■外照式 【可】



■内照式 あんどん風【可】



※電球色: やや赤みを帯びた、やわらかく、あたたかみのある光。

5) その他の制限

和倉らしい温泉情緒ある街並み景観の創出のため、和風の要素を取り入れることなど、より良好な屋外広告物とするように努めます。

湯の香の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・個性を出しながらも自己主張しすぎないよう街並みの景観に配慮する。 ・素材はできるだけ自然材料（布、木、石、銅、鋳鉄など）を利用し建築物や街並みの景観に同調したデザインとする。
潮の香通り	<ul style="list-style-type: none"> ・個性を出しながらも自己主張しすぎないよう街並みの景観に配慮する。 ・素材はできるだけ自然材料（布、木、石、銅、鋳鉄など）を利用し、建築物や街並みの景観に同調したデザインとする。 ・旅館及び店舗の前面には、なるべく街並みに配慮した統一感ある素材やデザインの看板を設置し、お客様に位置が分かりやすいよう工夫する。
和み通り	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館及び店舗の前面には、なるべく街並みに配慮した統一感ある素材やデザインの看板を設置し、お客様に位置が分かりやすいよう工夫する。

■ 自然素材を用いて和風的な看板とした例



4. その他の施設

1) 形態・意匠

和倉らしい落ち着いた潤いある街並み景観の創出や人との触れ合いを図るため、自動販売機の屋外設置等を制限します。

湯の香の杜	・自動販売機は屋外に設置しない。 ・駐車場や空き地は、植栽又は修景された塀や生け垣で囲むものとする。防犯性に配慮し、生け垣などの高さは1.2m以下とし、透視性の確保に努める。
潮の香通り	・自動販売機は屋外に設置しない。 ・駐車場や空き地は植栽又は修景された塀や生け垣で囲むものとする。防犯性に配慮し、生け垣などの高さは1.2m以下とし、透視性の確保に努める。また、海が見える眺望に配慮する。
和み通り	・自動販売機は屋外に設置しない。

■ 駐車場に植栽（生け垣高さ1.2m）を施した例



5. 和倉づくり

「日本一やさしい和倉」を目指すため、和倉らしい自然景観や温泉資源を活かし、人と人との融和やおもてなしのころをもつてまちづくりを行います。

- 住民同士が尊重、融和の心をもつて一体となり地域の発展に貢献しましょう。
また、観光客にはおもてなしの心をもつて接し、明るいまちづくりに心がけましょう

- 公園や歩道や街路樹などの公共空間等について、積極的に清掃や管理に努め、ゴミ箱などの美観を損なうものの設置は控え、お客様をもてなす空間の維持を図りましょう。

- 歩行者の妨げになる行為は控えましょう。（違法駐車、自転車の放置、その他迷惑となる行為。）

- 夜間の街並み景観の演出や防犯性向上のため、住居、旅館、店舗等の街灯を点灯しましょう。

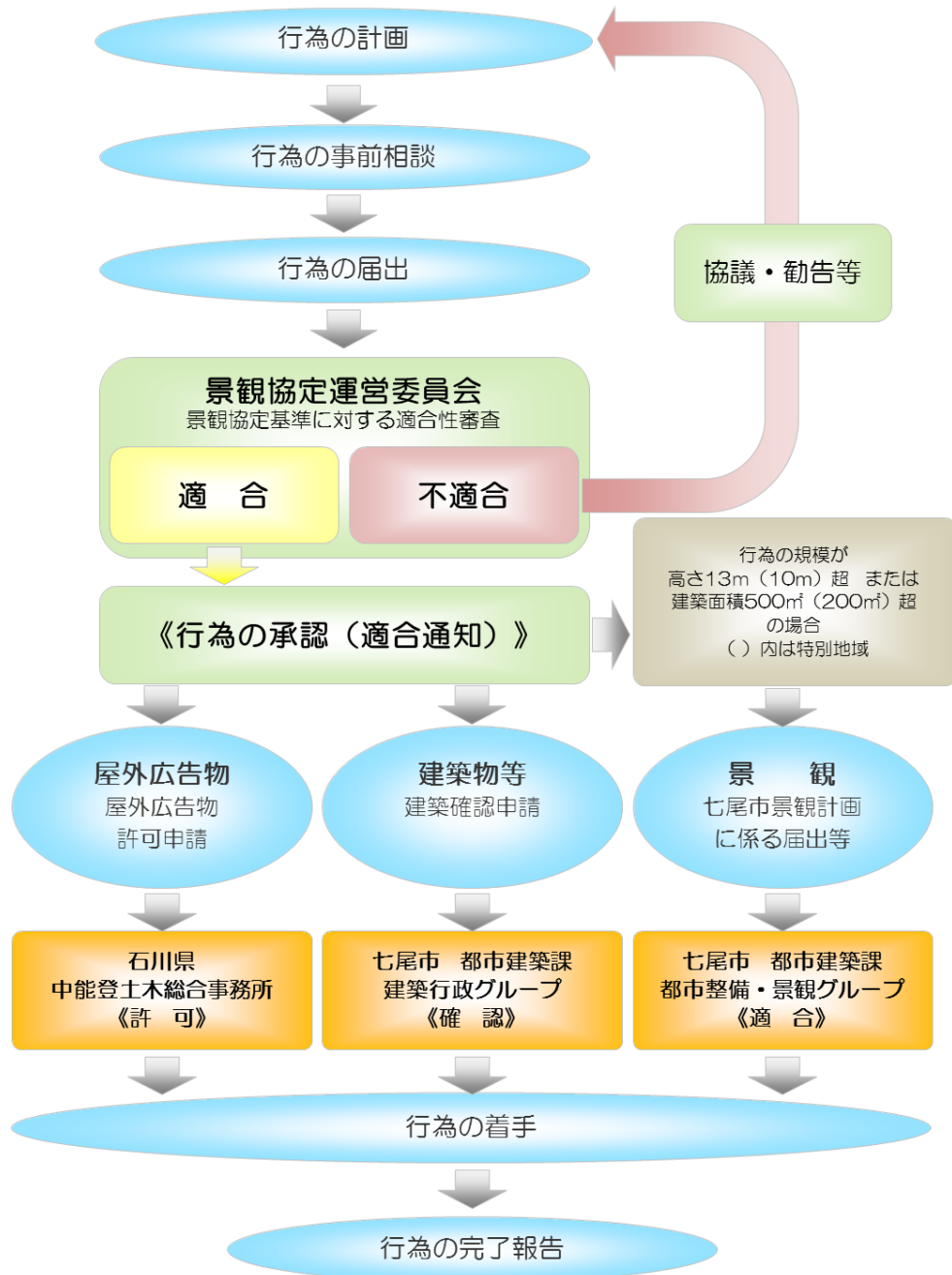
- 温泉にふれあえる施設の設置に努めましょう。

- 海が見える景観を大切にしましょう。

- バリアフリーに心がけましょう。

景観協定の運用 ～ 行為（建築物の新築や開発行為等）の手続き・承認等について～

協定区域において建築物等の新築や開発行為等を行う場合は、その規模に関わらず全ての行為について、景観協定運営委員会の承認が必要です。



七尾市和倉地区景観協定運営委員会
 TEL 0767 - 62 - 1555 FAX 0767 - 62 - 2611
 〒926-0175 七尾市和倉町二部 13 番地 1

石川県中能登土木総合事務所 維持管理課
 TEL 0767 - 52 - 5102 FAX 0767 - 52 - 5104
 〒926-8586 七尾市本府中町ソ部 27 番地 9

七尾市役所 都市建築課
 TEL 0767 - 53 - 8469 FAX 0767 - 52 - 9288
 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地

審査に必要な書類

行為の種類	図 書		
	種 類	規 格	図書に記載する内容
・建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号) ・工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く)、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの、擁壁、乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設、メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設、自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設	景観形成基準チェックシート	別に定める様式	七尾市和倉地区景観協定に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺100分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺50分の1以上	1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル表色見本等により具体的に示したものを。)
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真 同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況(2方向以上) 2 行為後の状況(完成予想図)
・開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの) ・土地の形質の変更(七尾市景観条例施行規則第7条に掲げる行為)	景観形成基準チェックシート	別に定める様式	七尾市和倉地区景観協定に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	計画平面図	縮尺100分の1以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真 同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況(2方向以上) 2 行為後の状況(完成予想図)

備考 行為の規模が大きいため図書の規格の欄に定める規格の図書によって適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、委員長が適切と認める規格の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

■区域分け

和倉らしい景観形成にするために、以下の3地区に区分けして整備誘導を行います。

【湯の香の杜】(ゆのかのもり)・・・賑わいの中心となる地区

賑わい再生の重点地区として位置づける。この地区では、店舗の連続性を確保すると共に、和倉らしい景観形成を誘導します。

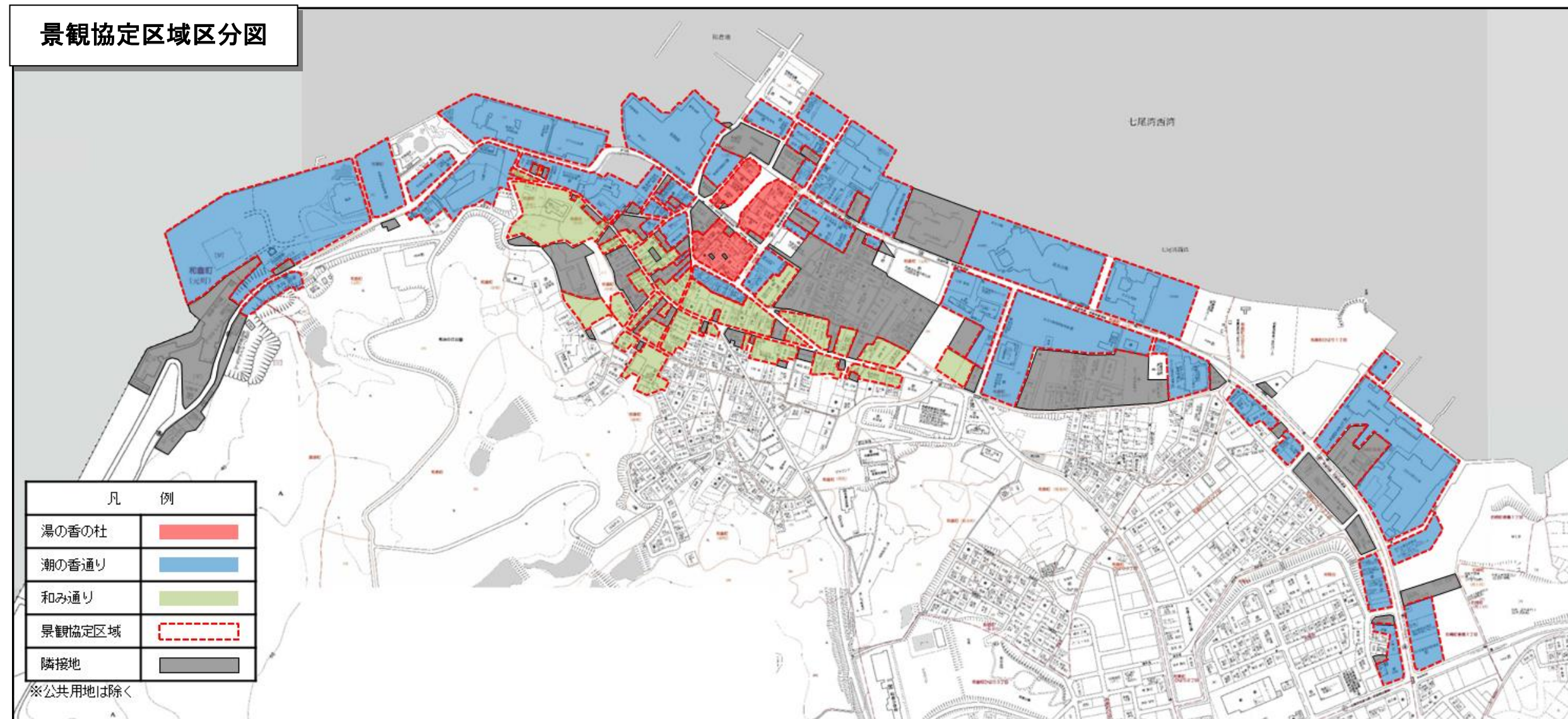
【潮の香通り】(しおのかどおり)・・・中心地区への動線として、旅館が多く建ち並ぶ地区

七尾湾沿いを通る幹線道路を景観形成の軸として位置づける。この景観軸では、沿道空間、沿道街区を対象領域に含め歩行空間の創出と和倉らしい景観形成を誘導します。

【和み通り】(なごみどおり)・・・温泉街に近接した居住地区

居住環境地区として位置づける。この地区では、歩行空間創出と安心して快適に住み続けられる環境形成を誘導します。

令和元年6月25日現在



格式があるなかにも賑わいを創出することを目的とします。

①外壁面の位置

- ・道路境界より1m以内とします。
- ・店舗と公共空間との一体性を図り賑わいと交流の向上を目的とします。

②屋根および外壁の色

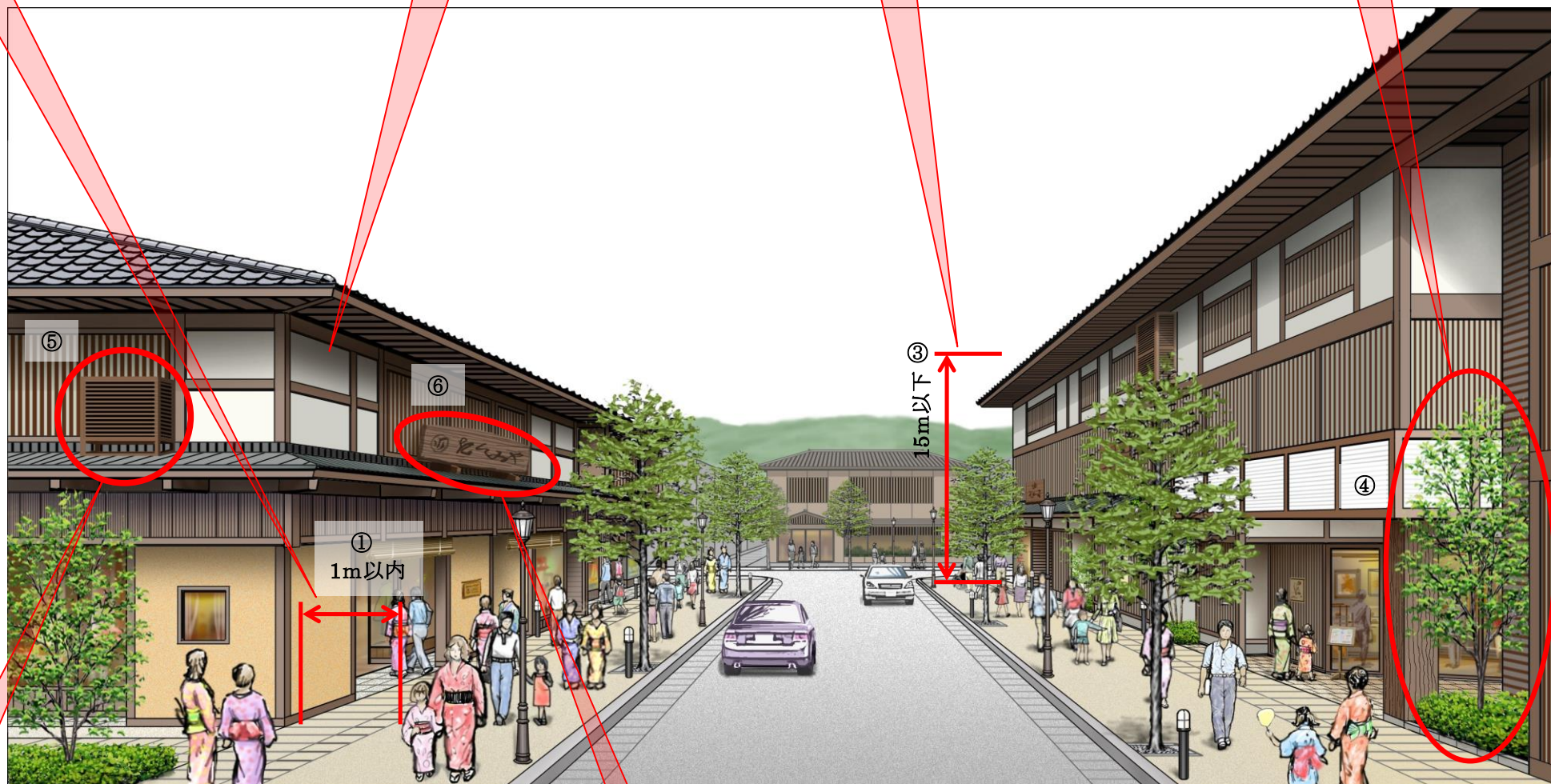
- ・無彩色、茶系統の暖かみのある落ち着いた色彩とします
- ・和倉らしい風格と落ち着きのある街並み景観の創出を図ります。

③高さ

- ・15m以下とする。1階軒先の高さは周囲とバランスをとる。
- ・和倉独特の自然景観である海や山などの眺望を大切にするために高さの制限を行います。

④外構・緑化

- ・垣、さくなどは設置しない。
- ・壁面後退部分や、入り込み空間など敷地内の空いた空間では、できるだけ緑化に努める。
- ・ただし、歩行者の妨げにならないよう配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きと潤いある街並み景観の創出を図ります。



その他

- ・和風の要素を取り入れた外観に努める（瓦、ひさし、格子など）
- ・あかりが外に漏れるような形態とすように努める（ガラス、格子、障子など）。
- ・鉄板（波トタン）、サイディングはできるだけ使用しないように努める。
- ・建築物は出来るだけ和風様式とすように努める。
- ・旅館や商店の灯りはできるだけ統一した色調とし、足元灯等により、情緒ある夜間のそぞろ歩き空間の演出に努める。
- ・和倉らしい風格と高級感があり、温泉情緒が感じられる街並み景観の創出のため、和風の要素を取り入れることなどにより、より良好な建物の外観形成に努めます。

■夜景のイメージ



⑤建築設備

- ・建築設備は前面道路から見えないような位置となるよう工夫する。やむを得ず見えるものは目隠しを施すなど目立たないようにする。
- ・新築する場合は建築物との一体化に努める。
- ・屋外階段、ベランダ等は、本体建築物と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とすよう配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きのある街並み景観の創出を図ります。

⑥屋外広告物

- ・自家用広告物、管理広告物、公共性の高い広告物に限る。
- ・和風的な形態を基本とし、周辺の景観に配慮する。
- ・屋上広告物、自立広告物、突出広告物は設置しない。
- ・和倉らしい風格と落ち着きのある街並み景観の創出を図ります。

⑦その他の施設

- ・自動販売機は屋外に設置しない。
- ・駐車場や空き地は、植栽又は、修景された塀や生け垣で囲む。防犯性に配慮し、生け垣などの高さは1.2m以下とし、透視性の確保に努める。
- ・和倉らしい落ち着きと潤いある街並み景観の創出や、人との触れ合いを図ります。

風格のある大型旅館や、ある程度の利便施設の立地を目的とします。

潮の香通り

②屋根および外壁の色

- ・無彩色、茶系統などをなるべく使用し、街並みと調和した落ち着いた色彩とします
- ・和倉らしい風格と落ち着きのある街並み景観の創出を図ります。

①外壁面の位置

- ・道路境界より1m以上とします。
- ・歩行空間の確保と交流の場が提供できるようにする。

③高さ

- ・周囲とのバランスをとり、眺望を遮らない高さとする。
- ・和倉独特の自然景観である海や山の眺望を大切にするために高さの制限を行います。



⑦屋外広告物

- ・自家用広告物、管理広告物、公共性の高い広告物に限る。
- ・和風的な形態を基本とし、周辺の景観に配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きある街並み景観の創出を図ります。

⑥建築設備

- ・建築設備は前面道路から見えにくい位置となるよう工夫する。やむを得ず見えるものは目隠しを施すなど目立たないようにする。
- ・新築する場合は建築物との一体化に努める。
- ・屋外階段、ベランダ等は、本体建築物と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きある街並み景観の創出を図ります。

⑧その他の施設

- ・自動販売機は屋外に設置しない。
- ・駐車場や空き地は、植栽又は、修景された塀や生け垣で囲む。防犯性に配慮し、生け垣などの高さは1.2m以下とし、透視性の確保に努める。また海が見える眺望に配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きと潤いある街並み景観の創出や、人との触れ合いを図ります。

⑤外構・緑化

- ・旅館や商店、住宅の前面は、できるだけ緑化に努め、そぞろ歩きが楽しめるよう演出する。
- ・旅館や商店の前庭等を、住民及び観光客のふれあいの場として開放するとともに、ベンチやテーブル、のだて傘等をできるだけ設置し、賑わい創出に努める。
- ・ただし歩行者の妨げにならないよう配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きと潤いある街並み景観の創出を図ります。

④垣又はさく

- ・周辺の景観と調和したデザインとする。
- ・歩行者の妨げにならないよう適正な維持管理に努める。
- ・出来るだけ自然素材を使用し、メッシュフェンス、ブロック塀は避ける。
- ・和倉らしい落ち着きと潤いある街並み景観の創出を図ります。

その他

- ・和風の要素を取り入れた外観に努める（瓦、ひさし、格子など）
- ・旅館や商店の灯りはできるだけ統一した色調とし、足元灯等により、情緒ある夜間のそぞろ歩き空間の演出に努める。
- ・和倉らしい風格と高級感があり、温泉情緒が感じられる街並み景観の創出のため、和風の要素を取り入れることなど、より良好な建物の外観形成に努めます。

■夜景のイメージ



良好な居住環境を維持しつつ、散策や人々の交流が楽しめる空間づくりを目的とします。

和み通り

①外壁面の位置

- ・道路境界より1m以上とします。
- ・歩行空間の確保と交流の場が提供できるようにする。

②屋根および外壁の色

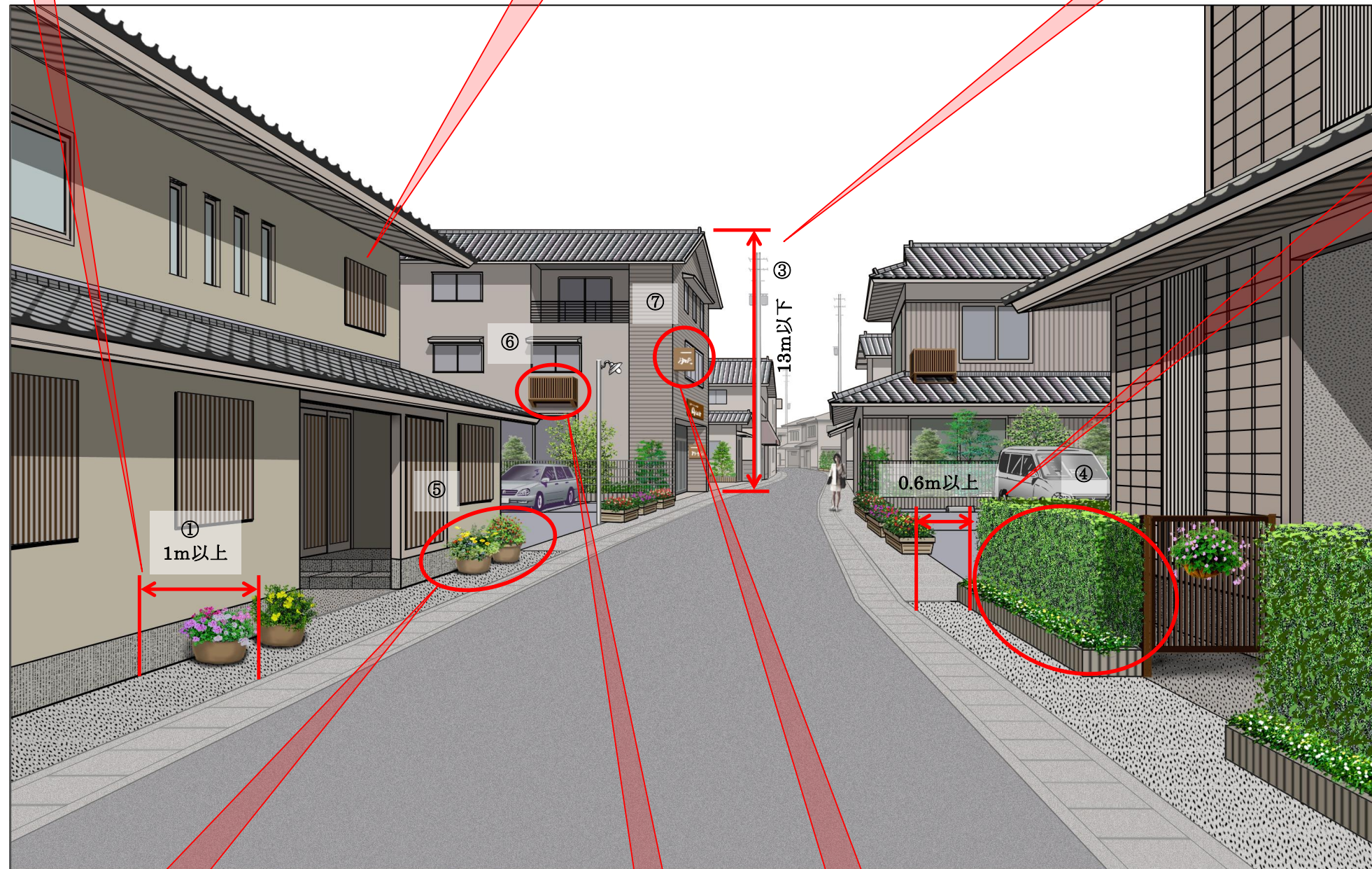
- ・無彩色、茶系統などをなるべく使用し、街並みと調和した落ち着いた色彩とします
- ・和倉らしい風格と落ち着きのある街並み景観の創出を図ります。

③高さ

- ・13m以下とする。(ただし、旅館、寺社仏閣は除く。)
- ・和倉独特の自然景観である海や山の眺望を大切にするために高さの制限を行います。

④垣またはさく

- ・周辺の景観と調和したデザインとする。
- ・歩行者の妨げにならないように適正な維持管理に努める。
- ・出来るだけ自然素材を使用し、石、レンガ、化粧ブロックなど、これらに類するものを設ける場合は、これらの高さを0.6m以下とする。
- ・高さ1.2m以下の生垣又は植栽、透視可能なフェンスに努める。
- ・垣、さくなどは道路境界より0.6m以上後退する。(道路境界より0.6mは歩行者の妨げになるものを設置しない。)
- ・和倉らしい落ち着きと潤いある街並み景観の創出を図ります。



その他

- ・和風の要素を取り入れた外観に努める(瓦、ひさし、格子など)
- ・防犯性を高めるため、出来るだけ、あかりが外に漏れるような形態とするように努める(ガラス、格子、障子など)。
- ・和倉らしい風格と高級感があり、温泉情緒が感じられる街並み景観の創出のため、和風の要素を取り入れることなど、より良好な建物の外観形成に努めます。

⑤外構・緑化

- ・道路境界から0.6m部分を除く敷地内で、できるだけ緑化に努める。ただし歩行者の妨げにならないよう配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きと潤いある街並み景観の創出を図ります。

⑥建築設備

- ・建築設備は前面道路から見えにくい位置となるよう工夫する。やむを得ず見えるものは目隠しを施すなど目立たないようにする。
- ・新築する場合は建築物との一体化に努める。
- ・屋外階段、ベランダ等は、本体建築物と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きある街並み景観の創出を図ります。

⑦屋外広告物

- ・自家用広告物、管理広告物、公共性の高い広告物に限る。
- ・和風的な形態を基本とし、周辺の景観に配慮する。
- ・和倉らしい落ち着きある街並み景観の創出を図ります。

⑧その他の施設

- ・自動販売機は屋外に設置しない。
- ・和倉らしい落ち着きある街並み景観の創出や、人との触れ合いを図ります。